

令和7年度旭川市農業委員会第3回総会議事録

- 1 開催日 令和7年6月25日(水曜日)
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後2時00分閉会
- 3 開催場所 旭川市総合庁舎7階 大会議室B
- 4 出席委員 24名
 - 1番 橋本 幸博 2番 北原 浩美 3番 松原 朗 4番 吉田 豪人
 - 5番 市田 敏行 6番 佐藤 絢也 7番 佐藤 慎二 8番 川上 和幸
 - 9番 小出 範之 10番 中島 張 11番 只石 博幸 12番 楠 栄
 - 13番 廣田 健太郎 14番 廣瀬 康行 15番 小竹 一茂 16番 柿木 和恵
 - 17番 千代 圭 18番 佐藤 博則 19番 鈴木 剛 20番 山中 泰典
 - 21番 前田 靖雄 22番 山田 孝 23番 滝川 岳雪 24番 高橋 一政
- 5 欠席委員 11番 湯浅 光二 13番 請川 幹恭 14番 石尾 卓也
- 6 事務局職員 有馬事務局次長 西村副主幹 稲場副主幹
渡辺主査 斉藤主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 2番 北原 浩美 3番 松原 朗
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第25条第1項の規定による和解の仲介について
 - (3) 議案第3号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について
 - (4) 議案第4号 旭川農業振興地域整備計画について
 - (5) 議案第5号 現地目証明願について(審議)
 - (6) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (7) 報告第2号 農地所有適格法人の報告について
 - (8) 報告第3号 現地目証明願について(専決)
 - (9) 報告第4号 農業者老齢年金裁定請求について

10 議事

- 議長（山田 孝） ただいまから、令和7年度旭川市農業委員会第3回総会を開会いたします。
本日の出席委員は24名でございます。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（有馬次長） 御報告申し上げます。本日の総会に、11番湯浅委員、13番請川委員、14番石尾委員から、欠席する旨の届出がございました。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
議席番号2番北原委員、3番松原委員の両委員を指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。
また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案書の該当ページは1ページでございます。
御審議いただきますのは、所有権移転が2件、賃貸借権の設定が1件の合計3件でございます。
地区の内訳ですが、所有権移転は江神地区が1件、東旭川地区が1件、賃貸借権の設定は東旭川地区が1件となっております。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。
番号3番につきましては、滝川委員に関係がありますので、滝川委員は、発言及び表決についてはお控え願います。
それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 議案書の1ページ、番号3番は、貸主が所有する国有農地を隣接する農地を耕作している借主に貸付ける案件でございます。
本件につきましては、議案補足資料3ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしてお

ります。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号3番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、番号3番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 番号1番につきましては、譲渡人が所有する農地を親族が経営する法人である譲受人に贈与し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。
番号2番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。
いずれも、議案補足資料1ページ及び2ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号1番及び2番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、番号1番及び2番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第25条第1項の規定による和解の仲介について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（有馬次長） 日程第2議案第2号「農地法第25条第1項の規定による和解の仲介について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは3ページ、議案補足資料は4ページないし15ページでございます。
過日、議案に記載の3名の申立人から、相手方である法人に対する和解の仲介について、議案補足資料のとおり、農業委員会に申し立てがあったものでござ

ざいます。

まず、農地法第25条第1項における和解の仲介制度を簡単に御説明します。農地の利用関係等において紛争が生じた場合の解決手段として、3通りの方法があり、法的効果が最も強いのが民事訴訟法による民事訴訟となります。

次に法的効果が強いものとして、民事調停法による農事調停があります。これらはすべて裁判所にて行われるものですが、課題は時間や費用がかかることです。

一方で、農地法による和解の仲介制度は、農業委員が仲介委員となり、申立人と相手方の間に農業委員から選ばれた仲介委員が仲介を行うもので、費用も掛らず行うことができます。ただし和解が成立しない場合は農事調停や民事訴訟に移行することもあります。

今回御審議いただくのは3件で、概要は次のとおりでございます。

番号1番は、東鷹栖 [] ほか11筆の農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約と即時明渡を求めるものです。その理由は令和6年度分借賃の3分の2が未払いであること、相手方に電話連絡等を取ることができないなど信頼関係悪化のためとなっています。

番号2番は、東鷹栖 [] ほか4筆の農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約と即時明渡を求めるものです。その理由は番号1番と同様です。

番号3番は、東鷹栖 [] ほか2筆の農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約と即時明渡を求めるものです。その理由は番号1番と同様です。

農地法第25条第1項では農業委員会が和解の仲介を行うにあたって困難又は不相当と認める場合に、申立者の同意を得て北海道知事に和解の仲介を行うべき申出をすることができるということになっておりますが、当該申立ては、『旭川市農業委員会による和解の仲介実施要領』2（2）「仲介することが困難又は不相当」な場合として示されているアからオの条件には該当しないものと考えられます。

つきましては、3件の和解の仲介を農業委員会が受理することについて御審議いただきたく、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員（市田 敏行） 5番市田です。
今の3件の申し立てですが、実質は8件ありますよね。ほかの5件は申し立てされていないということですか。

○事務局（有馬次長） 今回申し立てがあったのはこの3件のみということになります。

○委員（市田 敏行） 性善説に基づいて貸借をやる上で、このような申し立てがでてくるのは当然だと思うんですが、ほかの5件については解決していると判断しているんですか。

○事務局（有馬次長） 解決はしていませんが、和解の申し立てというのは、どちらか一方、若しくは両方が申し立てをすることによって始まる制度なので、ほかの5件については、現状は当事者の方々の間で和解の申し立てまでは至っていないという状況でして、ただ場合によっては農事調定ですとか民事訴訟に直接結びつく可能性もございますので、我々としては今回受けた3件の方の分を進めさせて頂いて、残り5件の方には必要があれば農業委員会のほうから情報提供といいますかお話をする可能性はございます。

○委員（市田 敏行） 普通に考えて重大な瑕疵というか、小作料を払うということは最低限の義務なんだと思うんだけど、それさえ果たしていないという状況になって、こういう対応しかできないのかなって逆に思ってしまう。自動的に解約出来るような状況ではないかなと。払わないんだから貸してる意味はないってとれて当然だと思うし、■■■■さんは農業委員をやっていたから、申し立てということを思いついたんだと思うけど、決められたことを守らないのに解約に応じないってこと自体が常識では考えにくいなって気がしている。今後もこの話しがでてるのかどうか。対応を間違えると、なんでもかんでもいつまでたっても、ひきづるような話になっていくだろうし、今回選ばれた仲介委員さんも大変だと思うけど、毅然とした対応をしないとイケない案件だと思います。3名の方大変だろうとは思いますが、どうぞよろしくお願いします。

○議長（山田 孝） 他に御意見、御質問はございませんか。

○委員（小竹 一茂） 19番小竹です。
このほ場って現在耕作されているんですか。

○事務局（有馬次長） 現地は見ているんですけれども、一部水が張っている状態もありますし、直接播まいている可能性もありますが、現状では耕作はされていないだろうという想定です。

○委員（小竹 一茂） 耕作していないのに返さないということですか。

○事務局（有馬次長） 不耕作の状態が1シーズン続けば、当然条件としては解約の理由に当たる可能性も高いのですが、昨年は耕作されていましたので、現状では1シーズン不耕作という状態ではないです。

○議長（山田 孝） 他に御意見、御質問はございませんか。

○委 員

(意見なし。)

○議 長 (山田 孝) それでは、議案第2号について異議なしと認め、3件の和解の仲介を受理することに決定いたします。

ここで、農地法第25条第2項に基づき、農業委員のうちから案件毎に3人の仲介委員を指名します。1番 橋本委員、3番 松原委員、27番 滝川委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

このあと互選により仲介主任を決定し、和解の仲介結果については後日総会にて報告していただくこととします。

なお、仲介委員の方は総会終了後に打合せを行いますので、この場で待機をお願いします。

○議 長 (山田 孝) 続きまして、日程第3議案第3号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局 (渡辺主査) 日程第3議案第3号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは5ページないし7ページでございます。

御審議いただきます促進計画の作成を要請する案は、利用権の設定が5件でございます。

地区の内訳ですが、江神地区が1件、西神楽地区が1件、東旭川地区が3件となっております。面積は10.43haでございます。

本件は農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき促進計画を添付して、同法第18条第1項に基づき促進計画を定めるよう北海道農業公社に要請しようとするものです。

今回の要請に基づき北海道農業公社から促進計画の認可申請があった場合に、再度の総会の議決によらず公社の申請のとおり促進計画を認可することも併せて審議いただくものでございます。

以上でございます。

○議 長 (山田 孝) ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

番号4番につきましては、廣田委員に関係がありますので、廣田委員は、発言及び表決についてはお控え願います。

それでは、事務局から説明いたします。

○事務局 (渡辺主査) 議案書の7ページ、番号4番は稼働力不足による一部貸し付けでございます。以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、番号４番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、番号４番について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。

○事務局（渡辺主査） 番号１番ないし３番、及び５番については、借主変更が２件、期間満了再設定が１件、稼働力不足による一部貸付が１件となっております。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、ただいま事務局から説明のありました議事参与制限の１件を除いた４件について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、議案第３号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

○議 長（山田 孝） 続きまして、日程第４議案第４号「旭川農業振興地域整備計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（斉藤主任） 日程第４議案第４号「旭川農業振興地域整備計画について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは９ページないし１１ページ、議案補足資料は１６ページないし３７ページでございます。

市町村が行う農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業委員会が市町村整備計画の推進における農地の流動化や農地の利用関係の調整等に重要な役割を担っていることから、農業振興地域の整備に関する施行規則第３条の２の規定に基づき、旭川市長から意見を求められているものでございます。

それでは議案の説明に入らせていただきます。

農用地利用計画につきまして８件の変更案となっております。

番号１番につきましては、道営農地整備事業（経営体育成型）を行う計画であるため、農用地区域への編入となる案件でございます。

番号２番ないし６番につきましては、今後、農地移動適正化あっせん事業による売買が見込まれていることから、農用地区域への編入となる案件でございます。

ます。

番号7番につきましては、土地改良法に基づく換地処分のため、農用地区域への編入または農用地区域からの除外となる案件でございます。

番号8番につきましては、農家住宅建設のため、農用地区域からの除外となる案件でございます。

なお、議案に記載されています現況地目は農業振興地域の整備に関する法律に基づくものであり、農地法の現況主義に基づく農地台帳上の現況地目とは異なるものであります。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、計画の変更案は妥当である旨を旭川市長に回答することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第5議案第5号「現地目証明願について（審議）」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹） 日程第5議案第5号「現地目証明願について（審議）」を御説明いたします。

議案書の該当ページは13ページ及び14ページでございます。
江神地区で4件、西神楽地区で1件、合計で5件の願出がありました。
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号について「異議なし」と認め、議案のとおり証明することに決定いたします。

- 議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（稲場副主幹） 日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは15ページないし19ページでございます。
本件につきましては、報告対象期間中に11件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。
なお、地区ごとの内訳につきましては、東鷹栖地区4件、永山地区1件、江神地区2件、西神楽地区1件、東旭川地区3件となっております。
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。
- 議長（山田 孝） 次に、日程第7報告第2号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします
事務局から説明いたします。
- 事務局（稲場副主幹） 日程第7報告第2号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは21ページ、議案補足資料は38ページないし42ページでございます。
本件につきましては、報告対象の期間中に5の法人から報告書の提出がありました。
これらにつきまして、補足資料の「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第8報告第3号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹） 日程第8報告第3号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。
議案書の該当ページは23ページ及び24ページでございます。
本件につきましては、報告対象の期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が5件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農採地以外でありました。
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第4号及び現地目証明事務処理要領第12条に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第9報告第4号「農業者老齢年金裁定請求について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹） 日程第9報告第4号「農業者老齢年金裁定請求について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは25ページでございます。
本件につきましては、報告対象の期間中に、新制度の老齢年金裁定請求が2件ありました。
これらにつきまして、請求内容が適正なことを確認しましたので、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第5号により、事務局長専決処理にて請求書を独立行政法人農業者年金基金へ送付したことを御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。
これをもって、令和7年度旭川市農業委員会第3回総会を閉会いたします。

以上のとおり会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員

北原 若美

署名委員

松原 朗